

旗指池

新池

蓮池

北条町黒駒

170.2 大歳神社

宮池

市村町

円福寺

大歳神社

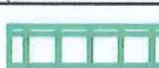
68.0

67.5

北条町

7.2.21

兵庫県建築指導課

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
市村町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			



1/2500

0 50 125m

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、市区域から除く。」

坂元山

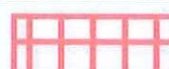
北条町黒駒

大歳神社

市村町

寺山配水池

西上池

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
市村町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

池 1 号 支 線



1/2500

0 50 125m

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認

7.2.21

兵庫県建築指導課

南村